



配達日に

ご注意を！！

10月22日(火)



即位礼正殿の儀

【祝日扱い】です

追加・キャンセルの
お電話はお早めに

デイサービス等お休みで、お弁当が必要な方は
お申し込みをお願いいたします。

(憲法での規定)

天皇について規定した日本国憲法第1章では
即位の礼について言及はないが、国事行為として
挙行される。即位の礼は、皇室典範第二十四条に
「皇位の継承があったときは即位の礼を行う。」と
規定される。

第125代天皇明仁の即位礼正殿
の儀当日は「即位礼正殿の儀の行
われる日を休日とする法律」によって
国民の休日となった。

2019年(令和元年)10月22日に、
第126代天皇徳仁の即位礼正殿
の儀が行われる日を休日とする法律
により国民の休日とする措置がとられる。

即位礼正殿の儀は、即位の礼の中心と
なる。即位した天皇が日本国の内外に
即位を宣明する儀式である。
諸外国における戴冠式、即位式にあたり、
皇居宮殿・正殿松の間で執り行われる。